

ベネズエラ情勢（内政・外交：平成31年1月）

1 内政

（1）新国会執行部の任命

（ア）5日、国会本会議において、ファン・グアイド議員（大衆意志党）が、国会議長に、エドガル・サンブラノ議員（民主行動党）が、第一副議長に、スタリン・ゴンサレス議員（新時代党）が、第二副議長に任命された。

（イ）同日、米国は、グアイド議員が率いる新国会議長団の任命に祝意を表するとともに、国会が、ベネズエラにおいて、近年、選出された唯一の正統な機関であると評した。

（ウ）同日、OASは、プレスリリースを通じて、ベネズエラにおいて、憲法秩序を再確立する重要な目的を有するグアイド議員を、新国会議長に選出した決定への支持を表明した。

（2）制憲議会における政令の採択

8日、制憲議会は、国家主権に反する行動に関与したとされる国会メンバーの共犯にかかる調査を、司法機関に対し要請する政令を採択した。同政令では、リマ・グループ及び米国のエリート政治家に迎合する国々の身勝手な介入態度を断固として拒否した。

（3）－1 マドゥーロ大統領（第二期）就任宣誓式典

（ア）5日、カベージョ制憲議会議長は、2016年から、国会が、司法に従わないとして、憲法第231条に基づき、マドゥーロ大統領が、最高裁判所に対して、宣誓を行う予定であると述べた。

（イ）10日、マドゥーロ大統領は、最高裁判所において、大統領就任の宣誓及び演説を行った。ボリビア、キューバ、ニカラグア、エルサルバドル他の国家元首等が出席した。

（ウ）マドゥーロ大統領は、同宣誓式での演説において、憲法を遵守し、最高裁判所で宣誓を行っていること、また、過去に実施された選挙に触れつつ、民主主義が根付いていることを強調する一方、米国及びその同盟国のリーダーと直接対話する用意があると述べた。また、「マ」大統領は、4日のリマ・グループ外相会合の共同声明第9項（ガイアナとの係争中の領土問題関連）を修正するために、リマ・グループに対し、48時間の期限を与えたこと、また、14日、制憲議会に対し、経済政策を発表する予定であると表明した。

（3）－2 国際社会の反応

（ア）10日、OASは、緊急常設理事会において、マドゥーロ大統領の新たな任期の正統性を認めないとする決議を採択した。11日、ベネズエラ政府は、外務省コミュニケを通じて、右決議を拒否した。

（イ）同日、ドゥジャリク国連事務総長報道官は、食糧、保健、治安分野における支援枠組みの中で、ベネズエラ政府との取り組みを続けていくと述べた。

（ウ）同日、ポンペオ米務長官は、グアイド国会議長と電話会談し、国会は、ベネズエラにおいて、民主的に選出された最後の機関であると繰り返し述べた。

（エ）同日、パラグアイ政府は、ベネズエラとの外交関係断絶、大使館の閉鎖及び同館員の即時撤退を発表した。また、ペルー政府及びアルゼンチン政府は、マドゥーロ政権関係者の入国禁止を発

表した。その他、米、EU、ブラジル、リマ・グループ構成国他は、第二次マドゥーロ政権を認めないとのコミュニケを相次いで発出した。

(オ) 11日、マドゥーロ大統領は、ラ米・カリブ他、世界94カ国の政治・社会リーダーと会談を行ったと発表した。

(4) 国会による非常事態宣言

(ア) 10日、グアイド国会議長は、ニコラス・マドゥーロが、ベネズエラの大統領職を不当に奪っているとし、緊急事態を宣言した。

(イ) 11日、グアイド国会議長は、カラカス市内で街頭集会を行い、国民、国軍及び国際社会との団結により、大統領職が不当に奪われている状況を終わらせ、自由な選挙を招集するために、憲法第233条、第333条及び第350条を遵守すると述べるとともに、23日の大規模な動員を招集した。

(5) 内務司法局 (SEBIN) によるグアイド国会議長の一時的拘束

(ア) 13日、グアイド国会議長は、ラ・グアイラでの集会に向かう途中、SEBINにより一時的に身柄を拘束されたが、短時間で解放され、ラ・グアイラでの集会に参加した。

(イ) 同日、ベネズエラ政府は、コミュニケを通じて、グアイド議長の拘束が、不正規な手続きにより行われ、右に関与したSEBIN職員4名を免職とし、調査していると発表した。

(ウ) 14日、EU、西、ウルグアイ、コスタリカ、グアテマラ及び国連等は、グアイド国会議長の一時的拘束に非難及び懸念を表明した。

(エ) 16日、最高裁判所は、カラカス市内のコントロール第6裁判所が、13日にグアイド国会議長を不法に拘束した内務司法諜報局 (Sebin) 関係者12名を、軍諜報局において拘束するように命じたと発表した。

(6) ゴンサレス前 SEBIN 長官の安全保障・諜報担当大統領顧問への就任

8日、客年10月、SEBIN長官を解任されたグスタボ・ゴンサレスが安全保障・諜報担当大統領顧問に任命された (政令第3735号)。

(7) 国会におけるベネズエラ共和国大統領職のさん奪を宣言する決議他の採択

(ア) 15日、国会は、民主的な政権移行に向けた具体的取り組みに着手するに当たり、①大統領職のさん奪を宣言する決議、②恩赦法の必要性に関する決議、③人道支援を許可するための決議及び④国の資産保護を要請する決議を採択した。

(イ) 同日、ペンス米副大統領は、グアイド国会議長と電話会談した。「ペ」副大統領は、Twitterを通じて、自由を愛する米国及び全ての国々が、自由、かつ、公正な選挙を通じて、ベネズエラにおける民主主義の回復の達成のために取り組むことを強調するとともに、「グ」議長に対して、全ての政治ファクターの団結の達成に取り組むことを求め、「グ」議長に対する米国の完全なる支持を約束したことを明らかにした。

(ウ) 同日、アルマグロ OAS 事務総長は、ファン・グアイド国会議長が率いる暫定政府が、合法的

に、外交使節団長を任命する場合、OASは、同外交使節団長を承認する用意があると述べた。

(エ) 16日、当地カナダ大使館は、Twitterを通じて、マドゥーロ大統領による大統領職のさん奪を宣言する決議に対する支持を表明した。

(オ) 同日、ポンペオ米 국무長官は、マドゥーロ大統領を民主主義のさん奪者であると、正式に宣言した国会の勇気を支持し、認め、祝意を表した。

(8) 与党による動員

11日、グアイド国会議長が、国民等に対し、23日の第二次マドゥーロ政権発足を拒否する大規模な動員を呼びかけたことに対し、15日、カベージョ制憲議会議長は、与党側による同日の動員(行進)を呼びかけた。

(9) マドゥーロ大統領による制憲議会への「祖国計画2019～2025年」の提出他

14日、マドゥーロ大統領は、制憲議会において、前政権の成果、第二次マドゥーロ政権の政策方針を定めた「祖国計画2019～2025年」や最低賃金の引き上げ等の各種経済政策について発表した。

(10) マドゥーロ大統領を認めないとする国家警備軍(GNB)関係者による蜂起

21日未明、カラカス首都区リベルタドール市サン・ホセ・デ・コティサ地区の国家警備軍(GNB)部隊において、マドゥーロ大統領を認めないとする蜂起が発生したが、短時間で鎮圧された。

(11) マドゥーロ大統領を否定する国家警備軍による蜂起と与野党による動員

(ア) 21日(月)の明け方、国家警察(PNB)の特殊部隊(FAES)に所属する複数の軍人が、カラカス市内サンホセ・デ・コティサ地区にある国家警備軍(GNB)の部隊において、マドゥーロ大統領を認めないとして蜂起した。

(イ) 同日、国防省はコミュニケを発出し、ベネズエラ国軍は、今回の蜂起は、間違いなく、極右派の黒い利益により引き起こされ、軍の規律の基本的な原則、名誉及び伝統に反する、かかる行為を断固として拒否すると表明した。

(ウ) 同蜂起を引き金とし、21日夜から22日未明にかけて、カラカス首都圏を中心に、複数の抗議デモ・暴動が発生した。

(12) 最高裁判所による国会に対する無効判決

21日、最高裁判所憲法小法廷は、国会が、権力のさん奪をしており、5日に選出された議長団は無効であること、また、2017年1月11日の判決に基づき、国会の全ての行為は完全に無効であり、15日、国会が採択したニコラス・マドゥーロによる大統領権力のさん奪を宣言する決議を含む4つの決議は違憲であると宣言した。

(13) 国会によるOASベネズエラ特別代表の任命

(ア) 22日、国会は、OASに対するベネズエラの特別代表として、グスタボ・タレ・ブリセーニョ

を任命する決議を採択した。

(イ) 同日、最高裁判所憲法小法廷は、2017年及び2019年の判決に基づき、国会による「ベネズエラのOASへの加盟を批准する合意」及び「OASベネズエラ特別代表の任命に関する合意」他は、大統領の権限をさん奪するものであるとし、国会の責任追求を勧告する判決を下した。

(14) - 1 グアイド国会議長の暫定大統領としての宣誓

(ア) 23日、マドゥーロ大統領の(大統領職の)のさん奪を止めさせることを要求するための野党による動員が、ベネズエラの複数の州において確認された。他方、与党関係者は、ペレス・ヒメネス元大統領(独裁者)の失脚から61年を記念し、マドゥーロ大統領を支持する行進を行うために、カラカスに集合した。

(イ) 同日午後、グアイド国会議長は、野党による抗議デモ行進の最終地点であるチャカオ市のファン・パブロⅡ広場において、「自分は、憲法第333条及び第350条にある責任を担い、非暴力の約束を守る。本23日、自分は、さん奪を終わらせるため、正式に、ベネズエラの暫定大統領として、行政の権能を引き受けることを宣誓する。」と述べた。

(ウ) 24日、パドリーノ国防大臣は、地域毎の統合防衛作戦地域(REDI)によるマドゥーロ大統領への忠誠を誓わせる式典の後に演説を行い、改めて、マドゥーロ大統領に対する支持を表明した。同日、全国選挙評議会も、米国に扇動された右派によるゲーデターの企てを拒否した。

(エ) 26日、在米ベネズエラ大使館のシルバ武官(大佐)は、暫定大統領として、グアイド国会議長を承認すると表明した。

(オ) 27日、グアイド国会議長は、30日及び2月2日の抗議デモの実施を呼びかけた。

(14) - 2 国際社会の反応

(ア) 23日午後、米国政府が、直ちに、グアイド国会議長の暫定大統領就任への承認と支持を表明したのに続き、リマ・グループ他、国際社会の複数の国々が、同様の表明を行った。

(イ) 25日、英、西、独、仏は、マドゥーロ大統領が、8日以内に、自由かつ構成な選挙を公示しない場合は、ファン・グアイド暫定大統領を、支持すると発表した。

(ウ) 26日、EU理事会は、声明を通じて、「EUは、自由で透明性があり信頼できる選挙の早期実施を強く求める。今後、数日間に、新たな選挙の実施が発表されない場合には、EUは、大統領の承認の発出を含むさらなる措置をとる。」と発表した。27日、ベネズエラ政府は、コミュニケを通じて、EUの声明に対するより一層の断固とした拒否を表明した。

(15) グアイド国会議長(暫定大統領)を巡る動き

(ア) グアイド国会議長に対する出国禁止命令他

ア 1月29日、サブ検事総長は、最高裁判所に対し、グアイド国会議長に対する暫定措置及び事前調査の開始を要請した。

イ 同日、グアイド暫定大統領は、予定されていた国会の通常審議に先立ち、発表を行い、自分(「グ」暫定大統領)に敵対する行動には注意していると述べた。

ウ ボルトン米国家安全保障問題担当大統領補佐官は、Twitterを通じて、「前検事総長(「サ」検事総長)の「グ」暫定大統領に対する非合法的な脅しを非難する。」と述べるとともに、「民主主義国

家を破壊し、グアイドに危害を与えるものに対しては、深刻な結果が起こることになるであろう。」と繰り返し述べた。

エ 29日、最高裁判所大法廷は、サブ検事総長による要請を受けて、ファン・グアイド国会議長に対し、出国禁止を命じた。右発表を行ったモレノ最高裁判所長官は、「グ」議員に対し、財産の譲渡禁止及び国内における銀行口座の凍結を課したと併せ述べた。

オ 30日、トランプ米大統領は、Twitterを通じて、「グアイドは、ベネズエラ最高裁判所により、攻撃され続けている。本日（30日）の大規模な抗議デモに期待する。米国民は、新たな発表があるまで、ベネズエラに渡航するべきではない。」と述べた。

（イ）グアイド国会議長宅への侵入

ア 31日、グアイド国会議長及び同夫人が、ベネズエラ中央大学におけるイベントに参加している最中に、国家警察特殊部隊（FAES）が、同国会議長の自宅（20カ月の娘がいた）に侵入した

イ 同日、ペンス米副大統領は、Twitterを通じて、「世界は見守っている。ベネズエラにおける自由・民主主義のために戦っている人々を傷つけるのを許すことはできない。」と述べた。同日、アルゼンチン、ペルー、アルマグロ OAS 事務総長は、今回の出来事を非難した。

ウ 同日、AFP 通信は、ホワイトハウスが、「30日、トランプ大統領が、グアイド国会議長の歴史的な暫定大統領就任を祝し、ベネズエラの民主主義の回復に向けたベネズエラの闘いへの確固たる支持を強化するために、ベネズエラの暫定大統領として宣誓したグアイド野党リーダーと（電話で）協議した。」とコミュニケにおいて発表したと報じた。

（16）次期選挙に関するマドゥーロ大統領の発言

30日、マドゥーロ大統領は、ロシア国営 RIA ノーボスチ通信のインタビューにおいて、野党指導者と対話する用意があり、同対話は、他の国々による仲介を通じて行うことを検討していると述べる一方、前回選挙が行われてから1年も経ていない大統領選挙は公示しないとの決定を表明した。

（17）国会による外交代表の任命

29日、国会は、アルゼンチン、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、米国、ホンジュラス、パナマ、ペルー及びリマ・グループに対する外交代表を任命した。

2 外交

（1）対米関係

（ア）ポンペオ米務長官のブラジル・コロンビア訪問他

ア 1日、ボルソナーロ新ブラジル大統領就任式に出席するため、ブラジリアを訪問したポンペオ米務長官は、バルダレス・ペルー外相と会談し、ベネズエラ情勢を改善するために、マドゥーロ大統領への圧力を強化する必要性について提案した他、続く2日、アラウホ・ブラジル新外相と会談し、米・伯のさらなる連携を構築し、キューバ及びベネズエラ等の独裁政権に対し、ともに戦うことを約束した。

イ ベネズエラ外務省は、2日付コミュニケを通じて、ポンペオ米務長官の介入主義的態度を断固として拒否した。

ウ 2日、ドゥケ・コロンビア大統領及びポンペオ国務長官は、カルタヘナにおいて、マドゥーロ政権を、外交的に孤立させ、ベネズエラにおける民主主義を回復するための取り組みを一致させることを決定したと発表した。

エ ベネズエラ外務省は、2日付コミュニケを通じて、コロンビア大統領と米国務長官の介入主義的態度を強く非難した。

(イ) 米国による制裁

8日、米財務省外国資産管理室 (OFAC) は、民放 Globovisión 代表や元政府高官ら個人7名、企業23団体及び航空機1機を制裁対象に指定したところ、ロドリゲス副大統領は、国際法に準拠していない、一方的な措置であると非難した。

(ウ) 米国との国交断絶

ア 23日、マドゥーロ大統領は、大統領府前において、動員に参加した大衆を前に、演説し、米国との国交断絶を宣言し、当地米国大使館館員の72時間以内の国外退去を命じた。

イ 24日、マドゥーロ大統領が、在米ベネズエラ大使館・総領事館の閉鎖及び同館員の引き上げを決定する一方、同日、米国政府が、当地米国大使館員の一部撤退を決定した。

ウ 26日、ベネズエラ外務省は、コミュニケを通じて、ベネズエラ及び米国が、利益代表部の設置にかかる交渉を継続することで合意し、30日間の期間を設けたと発表した。

エ 27日、ボルトン米安全保障問題担当大統領補佐官は、当地米国大使館関係者及びグアイド暫定大統領他に対する如何なる暴力・威嚇行為にも、重大な対応を取ると発言した。

(エ) ベネズエラ情勢に関する国連安全保障理事会緊急会合の開催

ア 26日、国連安全保障理事会緊急会合において、ポンペオ米国務長官が、ベネズエラの政権移行を支持するべきとの発言を行う一方、アレアサ外相は、米国が、ベネズエラにおけるクーデターを公然と促進したと非難した。

イ 同日、25日に駐米臨時代理大使に任命されたベキオ議員 (大衆意志党) は、エイブラムス米ベネズエラ担当特使 (25日、ポンペオ国務長官が任命) と会談した。

(オ) PDVSA に対する金融制裁等の拡大

ア 28日、米ホワイトハウスは、新たに、PDVSA に関連した米国民又は米国内での金融取引等を禁止する大統領令を発表した。

イ 29日、ベネズエラ政府は、外務省コミュニケを通じて、トランプ政権による、米国に所在するベネズエラ政府及びベネズエラ中央銀行名義の銀行口座の管理を目的とする一方的、介入的かつ違法な措置を断固として拒否した。

(2) ガイアナ政府によるベネズエラ海域への侵入

(ア) 8日、ロドリゲス副大統領は、ガイアナ政府が、ベネズエラ政府の許可無しに、不法にエセキボ地域の海域に侵入する許可を、米 Exxon Mobil 社の地震探査船に与え、ベネズエラの主権を侵したことを非難した。また、「ロ」副大統領は、(Exxon Mobil 社の) 乗員が、ベネズエラ水域を巡回するために、ガイアナ政府の許可を得ていたことを明白に示す録音を発表し、これらの証拠を国連に提出する予定であると述べた。

(イ) 9日、マドゥーロ大統領は、「リマ・グループが、48時間以内に、ベネズエラの管轄海域に

関する見解を修正しない場合、ベネズエラ政府は、直ちに、過激な（crudas）行動を取る。」と発表した。

（ウ）12日、アレアサ外相は、10カ国（グアテマラ、コスタリカ、ホンジュラス、チリ、アルゼンチン、コロンビア、ペルー、ブラジル及びパナマ）が、見解を修正したと発表した。

（エ）同日、グリーンニッジ・ガイアナ外相は、Exxon Mobil 社が契約したノルウェー船が、ベネズエラ海軍により、妨害されたと繰り返し主張するとともに、ベネズエラ海域で操業していたとするベネズエラ政府の見解を拒否した。

（3） アレアサ外相のニューヨーク訪問

（ア）16日、アレアサ外相は、2030アジェンダに関する調整を促進し、ベネズエラの主権に対する米国政府の絶え間ない干渉主義政策を非難するために、グテーレス国連事務総長と会談した。

（イ）15日、ニューヨーク訪問の機会を利用し、アレアサ外相は、ネベジャ・ロシア国連大使と、17日、馬中国国連大使及びマトジラ南アフリカ国連大使と会談した。

（4） 第二次マドゥーロ政権発足にかかる近隣諸国の反応・対応

（ア） リマ・グループ外相会合

4日、10日に予定されているベネズエラ大統領就任式を前に、リマにおいて、リマ・グループ外相会合が開催され、マドゥーロ大統領の新たな任期の正当性を認めない等を内容とする共同記者発表及び共同声明が発出された。これを受け、同日、ベネズエラ政府は、右記者発表及び声明を、勝手なものであるとして拒否するコミュニケを発出した。

（イ）16日、パジャディーノ米 국무省副報道官は、ポンペオ米 国務長官が、フリーランド加外相と電話会談し、両国が、マドゥーロ大統領を拒否し、ベネズエラにおける唯一の民主的機関として、国会を支持することで意見が一致したと発表した。

（ウ）16日、エクアドル国会は、先般の OAS 決議を支持し、マドゥーロ大統領の正統性を拒否する決議を採択した

（エ）17日、フラガ・ブラジル外相は、ブラジルにおいて、リマ・グループ、米、OAS、コロンビアに逃亡しているベネズエラの元最高裁判所判事、ベネズエラの野党リーダーと会談した。

（オ）16日、ブラジルを訪問したマクリ・アルゼンチン大統領は、ボルソナーロ大統領と会談し、第二次マドゥーロ政権は、偽りの選挙の結果であるとの共同声明を発出した。

（カ）18日、マドゥーロ大統領は、当地 EU 諸国大使他を召致し、平和及び開発のための主権の尊重及び協力を基本とした関係を維持する重要性について強調した。一方、国会議長団は、同日、ストロンバーグ当地スウェーデン大使他と、19日、当地 EU 諸国大使他と会談した。

（5） 当地 EU 加盟国大使他とマドゥーロ大統領、国会議長団との会談

18日、当地 EU 加盟国大使他は、大統領府において、マドゥーロ大統領との会談に続き、19日、国会議長団と会談した。EFE 通信が報じたコミュニケによれば、モゲリーニ EU 外務・安全保障政策上級代表兼副委員長は、当地 EU 加盟国大使が、国会の権限・特権の認知及び遵守と国民のより喫緊なニーズへの緊急な取り組みを要請したと述べた。

(6) 対コロンビア関係

ベネズエラ外務省は、2日付コミュニケを通じて、12月31日、ベネズエラ国軍が、コロンビアとの国境において、コロンビアで誘拐されたとされているコロンビア人1名を保護し、同誘拐に関与したとされるコロンビア人7名を逮捕し、同日、保護したコロンビア人1名を引き渡すために、コロンビア政府に連絡を試みるも、即時の応答を得ることができず、2日に、コロンビア当局に同コロンビア人を引き渡した旨を説明するとともに、コロンビア当局との無益な二国間関係にもかかわらず、ベネズエラ国軍が、コロンビア国境にて職務を遂行し続けると表明した。

4 その他

(1) 14日、ベネズエラ外務省は、コミュニケを通じて、12～13日に、リマ・グループが、グアイド国会議長の拘束他にかかる共同声明を発出したのを受け、米国帝国主義及びリマ・グループの声明に対する拒否を表明した。

(2) 17日、バレンシア・エクアドル外相は、4月8～9日、エクアドルにおいて、第3回ベネズエラ移民に関する会合（2018年9月及び同11月にも実施）を開催予定であると発表した。

(3) 17日、米国におけるベネズエラ人のための一時的身分措置（TPS）に関する法案が、米上院に提出された。

(4) 18日、エル・アイサミ経済担当副大統領は、トルコを訪問し、エルドアン大統領及びオクタイ副大統領とそれぞれ会談した。